

令和6年

全員協議会記録

令和6年3月4日

和光市議会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和6年3月4日（月曜日）
午後 1時30分 開会 午後 5時46分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	富 澤 啓 二 議員	副議長	小 嶋 智 子 議員
1 番	松 永 靖 恵 議員	2 番	安 保 友 博 議員
3 番	鳥 飼 雅 司 議員	4 番	吉 田 活 世 議員
5 番	齋 藤 幸 子 議員	6 番	伊 藤 妙 子 議員
7 番	渡 邊 竜 幸 議員	8 番	片 山 義 久 議員
10 番	萩 原 圭 一 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	待 鳥 美 光 議員	13 番	菅 原 満 議員
14 番	鎌 田 泰 春 議員	15 番	岩 澤 侑 生 議員
17 番	内 山 恵 子 議員	18 番	吉 田 武 司 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	大 野 久 芳
総 務 部 長	田 中 康 一	健 康 部 長	齋 藤 幸 子
企画部次長兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね	総務部次長兼 総務課長	渡 部 剛
総務部次長兼 職員課長	櫻 井 崇	健康部次長兼 保険年金課長	梅 津 俊 之
企画人権課長	中 川 大	秘 書 広 報 課 長 補 佐	土 屋 崇 幸
総務課長補佐	石 井 ゆり奈	職員課長補佐	高 嶋 敦 士

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	川 辺 聡

◇本日の会議に付した案件
今後の議会運営について

午後 1時30分 開会

○富澤啓二議長 ただいまから、全員協議会を開催します。

本日の案件は、今後の議会運営についてです。

2月22日に賛成多数で可決しました大島秀彦副市長に対する辞職勧告決議について、市は辞職勧告決議は事実誤認であり、容認できないとしております。

議会運営委員会において、どういった点が事実誤認であるのかについて、市長との対話の場を設けたいと決定したため、この全員協議会を開催したものであります。

市長から説明を求めます。

柴崎市長。

○柴崎市長 令和6年2月22日の本会議にて申し上げました令和5年12月21日付決議、決議案第1号、大島秀彦副市長に対する問責決議に対する市としての考え方を申し上げます。

1番、元職員の不祥事に関する責任。

(1) 元職員に対する管理監督責任について。

大島副市長に元職員に対する管理監督責任があることは、過去にも述べてきたとおり異論のないところです。しかしながら、管理監督責任があるということと、その者が損害賠償責任などの法的な責任を負うことはイコールではありません。大島副市長が違法に管理監督責任を怠ったという事実はなく、損害賠償責任などの法的な責任を負うものではないと認識しております。

(2) 多額の預り金に対する管理責任について。

今回和解が成立した国家賠償請求事件の被害者から、市が現金300万円を預かり、元職員がその預り金を横領したのは大島副市長が就任する前のことです。したがって、大島副市長が、預り金の管理責任を負うものではありません。

(3) 元職員によるキャッシュカードからの度重なる窃盗を放置した責任について。

市が、平成31年1月に刑事告発を行ったのは、今回、被害者と和解が成立した事件とは別の事件であり、刑事告発を行った時点では、市は元職員がキャッシュカードを不正使用して現金を窃取していたことを認識しておりませんでした。したがって、元職員による窃盗を放置した事実はありません。

(4) 犯罪行為の通報があったことについて直ちに対応せず放置した責任について。

元職員が、市民から預かった現金を窃取した疑いが浮上した際、大島副市長が県警に通報に行った職員を独断で呼び戻したということにつきまして、両者からの情報を精査する必要があることから職員の呼び戻しを行ったものであり、元職員による犯罪行為を隠匿する意図はなかったと認識しております。

また、告発状を提出した後も、元職員を従前同様勤務させたことについては、当時、元職員に証拠隠滅のおそれがあったことから、県警との協議の中で、県警から本件のことが広まらな

いように、ふだんどおりにしておくようにというふうな要請があったと伺っております。

(5) パワーハラスメントを認知しながら放置した責任について。

今回被害者との和解が成立した事件を含め、元職員が起こした刑事事件につきましては、いずれも市民から預かったキャッシュカードを不正に使用して現金を引き出したり、市民から預かった現金を詐取、横領するといったものであり、これらの事件とパワーハラスメントとの間に直接の因果関係はないと認識しております。

2、議会に対する態度。

市議会令和5年12月定例会において、大島副市長が行った発言については、議員の質問を妨げようとした意図、認識はございません。

3、通勤手当の二重受給。

通勤手当は、職員が常例としている通勤方法、つまり、その者が通勤のために利用することを原則としている方法をもって算定するものです。したがって、一定期間、通勤方法を変更した場合であっても、原則としている通勤方法が変更されたと認められない限りは、通勤手当の額が改定されることはありません。

今回については、公益通報が行われ、この通報を審査した公益通報委員会の判断は、「今回の事案は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、一時的に通勤方法を変更したものであり、常例とする通勤方法を変更したものとはいえない」というものでした。市といたしましても、この公益通報委員会の判断と同様、通勤手当の不正受給、二重受給はなかったものと考えております。

以上となります。

○富澤啓二議長 以上で説明が終了しました。

市長に対し、質疑のある方は挙手願います。なお、この質疑はお手元に配付した資料に沿って行うよう御留意ください。

安保議員。

○安保友博議員 最初に確認させていただきたいのですが、今回、事実誤認で容認できないということで、大島副市長が出席しましたという文書が、リニューアル前のホームページに掲載されたと思いますけれども、事実誤認であり容認できないという見解は、これは市の公式見解と捉えてよろしいのか、まず、確認したいと思います。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 はい、市の公式見解となります。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 これもまた確認ですけれども、市の公式見解とするのであれば、最高意思決定機関としては政策会議があると思うのですが、これに諮られて、そこで決定したのでこれを載せたという理解でよろしいのでしょうか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 2月22日夕方の時点で間に合いませんでしたので、事後報告の政策会議を行わせていただきました。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 事後報告ということですが、そういうことというのは、ふだんから行われているのでしょうか。報告というよりは、政策会議の中で市の公式見解としてはこうだという話が議論されて、そこで決定されるというふうに私は認識したのですが、そうではなくて、先に市の公式見解を出した上で、政策会議で事後承認されればそれでよいと、そういうプロセスをふだんから取られていたのでしょうか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 今回は、先ほど申し上げましたとおり、臨時の政策会議となっておりますので、通常は事前に議題が決まっておりますし、そしてそれなりの準備期間をもって政策会議で政策決定をしております。今回は急なことでしたので、事後となっております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 急なということは理解するのですが、それであれば、臨時の政策会議を先に開いて、それからホームページに掲載するということがあったと思いますし、また、議会に対する説明という点で言うと、それはなされていない。議会とは関係ないところで、市のホームページに見解を載せたというふうに見えるのですが、その辺については。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 今回の件に関しましては、市の見解ですので、議会のほうに報告をするような内容ではなかったというふうに理解しております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 そうすると、こちらとしては、議会を再開して正常な審議をしていくためにどうしたらよいかということで、再三にわたって協議を続けてきて、また市長側にもその旨はお伝えしていったというふうに認識をしておりますけれども、市長が報道機関に向けて「引き続きコミュニケーションを取っていきたい」という旨の発言をされているかと思いますが、もし「引き続き」というのは、どこら辺の話から「引き続き」というふうに判断されているのか。

また、市長側から議会に対してどのような働きかけがあったのか。そのコミュニケーションというものの意義について、お伺いしたいと思います。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 「引き続き」と申し上げましたのは、2月22日に正副議長、そして正副議会運営委員長とお話をした件、また、26日にも同じメンバーで45分程度、お話をさせていただいていると思います。

公式な会議の場ではありませんが、そのときに4人の方とお話をさせていただいたので、そういった意味も含めまして、コミュニケーションというふうに申し上げます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 こちらの認識では、2月22日の段階では、議会運営委員会で諮っておりませんので、議長が自らの判断で行かれたというふうに思っておりますし、26日に関しては、これは正式に議会運営委員会を開き、その中で正副議長と正副議会運営委員長とで、非公式ではありますが、会議を正常に行うために、市長に話をしてくれという話でまとまりましたので、それで我々としては、市長と面談をさせていただいております。それだけだというふうに理解をしているのですけれども、市長側から議会に対して議論を進めるための働きかけ、コミュニケーションを取ろうとした事実はないという認識でよろしいでしょうか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 今、4名でのコミュニケーションのお話をさせていただきました。当然それ以外にも、議長とは何度もお電話でお話をしたりですとか、そういったコミュニケーションをこちらからも取らせていただいております。

また、それだけではなく、もちろん12月定例会からどういうふうにしたら、もちろん私は議会運営委員会に対して何か口を挟むことはできませんが、どのようにしたらコミュニケーションをうまく取っていけるかというようなことについては、常々、議長とは御一緒する機会がありますので、そのときには度々お話をさせていただいております。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 今日頂いた問責決議に対する市としての考え方を深く読むと、今、議会を出した辞職勧告の内容が合っていないということになります。

こういう場合に、辞職勧告そのものの効力というのは、多数決では決まりましたが、内容についてはちょっと理解できない。その辺について議長、今後どうされるのか。私は議長に質問しています。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 1時44分 休憩）

再開します。（午後 1時45分 再開）

私に対しての質問ですからお答えしますが、いわゆる合意形成を求めています。正常な議会運営になるように皆さんで協議をしていただいて、結果を出していただきたい。中立な立場ですので、その旨、お伝えします。

赤松議員。

○赤松祐造議員 ちょっと私の説明が足りなかったのですけれども、議会の協議で多数決で辞職勧告をしたけれども、この説明を見ると、辞職勧告文自体、中の内容が法的に合っていないということの説明を受けたように感じるのですが、その場合に、辞職勧告決議がそのまま効力を、多数決ですからね、決まったでしょうけれども、法に載っていないものが多数決で決まったとしても、法で見れば、これは受けられないのではないかと私は思うのです。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 1時46分 休憩）

再開します。（午後 1時47分 再開）

鎌田議員。

○鎌田泰春議員 確認させていただきたいところにつきまして、まず、市の主張として、今、副市長が就任したタイミングと現金の、キャッシュカードを受け取ったタイミング、これが就任以前のことであるから、そこには管理監督責任が生じていないというような趣旨の説明でしたけれども、本来これらのものについては、受け取ったタイミングだけ管理監督責任が発生していると限定的に捉えているように、市は解釈しているように思えるのですが、通常の、いわゆる普通の市民感覚からすると、その人を管理監督している責任と、事件が発生したタイミングというところが、必ずしも一致していることはないと思うのです。

つまり、現金を、キャッシュカードをもらったタイミングだけではなくて、引き出しているタイミング、それらも含めて管理監督責任があるのではないかと考えているのですが、そこは事実誤認の作りについて、どのように認識しているのか教えてください。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 今回和解が成立した事件、被害者の方から元職員が現金、キャッシュカードを窃取したのは、大島副市長が就任する前日のことでございますので、今、鎌田議員がおっしゃったように、大島副市長が就任後、副市長に渡してあるとか、市が保管していたとか、そういうような報告があれば、そういった考えもあるとは思いますが、当時、大島副市長をはじめ、市の幹部はそういった事実を知らされておりましたので、管理責任はないというふうな主張をしたものでございます。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 市長にお伺いしたいのですけれども、刑事告発を行った後についても、そのような答弁があっているのかと思うのですが、今の市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 先ほどお答えしたことと同じになってしまうのですが、市が刑事告発を行ったことと、刑事告訴を行ったことは別のことになりますので、先ほどお答えしたとおり、刑事告発を行った時点では、市は、元職員がキャッシュカードを不正使用して現金を窃取していたことを認識しておりましたので、今回は、そういうことになります。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 私にとってみると、刑事告発した事件が同じ人を指しているわけですね。同じ東内容疑者、元保健福祉部長を対象とした事件ですね。それについて、管理監督責任がどのように発生しているかというところは、市長の考えはどうかということをお伺いします。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 一般的に申しまして、例えば私が就任する前にその職員が、例えば何か犯罪を行った場合、そのことについて私に管理監督責任があったというふうになると、新しく来た者が全ての責任を負うことになりますよね。それは一般的には、そういうことはないというふうに

考えております。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 私はあくまでも刑事告発を行った後についてお伺いしているのです。刑事告発を行ったときには、大島副市長はいたわけですね。そのときの管理監督責任は発生し得ないと考えているのか、そこをお伺いしたいのです。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 御質問が何の事件のことを言っているのか分からないのですが。

○富澤啓二議長 しっかりとまとめて質問をお願いいたします。

鎌田議員。

○鎌田泰春議員 あくまでも、今事実誤認というふうにおっしゃっているところの事実には、今回の和解について、議案第84号にだけ限局して、恣意的に曲げていると私は思っています。

つまり、この事件だけについて責任はないとしか述べていなくて、東内元保健福祉部長が行っていたことについて、我々は副市長に辞職勧告を出しているということなので、基本的には、今、お伝えしている内容は、一つ一つの事件に細切れにどの責任があるかではなくて、それら一連の事件を含めて、その認識を伺っています。

告発したタイミングでは知っていたわけですね。そこも含めて副市長に管理監督責任があったのか、改めてそこら辺の認識を市長にお伺いしたいということです。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 1時55分 休憩）

再開します。（午後 1時57分 再開）

田中総務部長。

○田中総務部長 市は、平成31年1月23日に、元職員を当事者として刑事告発をしております。これが今回の和解になった事件とは別の生活保護費をめぐる事件についての告発でございます。だから、この時点では、和解のあった事件のことは全く市は知り得ていませんでした。生活保護の事件を告発したのですけれども、先ほど市長が述べたように、警察との協議の中でだまっていたほしいというような要請があったから、そのままにしておいたということでございます。

その後、捜査が進む中であって、今回の和解のあった事件が市の知る事となりまして、令和元年7月17日に本件について刑事告訴をしたというような事実でございます。

○富澤啓二議長 今日もらったペーパーに沿って事実誤認かどうかの質疑ですので、ちょっと広めに構えられていらっしゃいますが、ある程度ピンポイントでやっていただきたいと思います。

休憩します。（午後 1時59分 休憩）

再開します。（午後 2時04分 再開）

安保議員。

○安保友博議員 確認します。辞職勧告決議に対する議会に対しての市の説明は、現在なされていないという認識なのですけれども、今日の昼、先ほどこの会の直前に、議長を通じてホー

ムページに先に載っていた問責決議に対するものと思われる表をコピーしたものを、手元に今の会議の資料としてもらっています。

もう一度時系列で確認ですけれども、2月26日の段階でこの資料が出されたと思いますが、そこでは問責決議に対する市の考えではなく、辞職勧告に対する市としての考え方なのか、その辺の整理をもう一度お願いしたいと思います。

○富澤啓二議長 大野企画部長。

○大野企画部長 和光市ホームページでは、問責決議に対する市としての考えを2月26日に示させていただいております。これは2月26日の14時三十何分だったかと思います。その後、同日の夜、19時何分だったかと思いますが、26日の夜については、辞職勧告決議に対する市の考え方につきまして、確かに議員のおっしゃるとおり、一文で、内容としたら「辞職勧告決議は事実誤認であり、容認できないため、副市長は本日の本会議に出席しました」といった旨、ホームページに掲載させているということなので、問責決議に対しましても、辞職勧告決議に対しましても、市の考え方はホームページ上で公表をさせていただいているところがございます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 今、手元に配られたこの表は、どちらに対するものなのでしょうか。1つしかないのですけれども、2つ、これではないほうは、どこにあるのでしょうか。

○富澤啓二議長 大野企画部長。

○大野企画部長 今、配られた資料につきましては、辞職勧告決議に対して市としての考え方を示させていただいたものというふうに理解をしております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 これまでの議論の中で、市長、副市長の答弁の中で、裁判の結果が出たら、その過失割合に応じて関係した職員を処分するという旨の答弁が繰り返しなされていて、それに対しては、関係した部課の職員ではなく、考えるべきは、上長の市長とか副市長の責任ですよねという話は、これは指摘させてもらっていたのですが、それも裁判の結果が出ないと判断できないというお考えだったので、では、そこは百歩譲ってそうなのかもしれないということで、今まで議論がそこで止まっていたというふうに認識をしています。

今回、和解案が出たということで、その結果が示されたときに、それに対して何ら市長、副市長の責任について市側からあるわけでもなく、それに対して突然、今回これまでの経緯があるので、問責として辞職勧告というふうに順番を追って話をさせていただいている中で、我々としては、それは再三、議会運営委員会の中でも述べておりますけれども、退席するのが本意ではない、審議を進めたいという話をしているときに、コミュニケーションを取り続けたいという話は、それは会議録にも残る形で、我々としては議論を続けてきております。

そうした中で、大島副市長に対して、あと1か月しか任期がないと言っている中で、市として裁判の結果が出たにもかかわらず、その責任について何ら言及することなく3月定例会に入

ったということをもって、我々としては問題にしているわけです。

そこについて、どのように考えていらっしゃるのか、市長の考えを伺いたいと思います。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 今回、和解ということになりまして、今、市が立替えて被害者の方に和解金をお支払いしているような状態です。

先日来申し上げましたとおり、現時点では管理監督責任はあるということは申し上げておりますが、重過失はないということですので、市として今、元職員に対して求償を行っているところです。

求償中ということですので、現時点で例えば弁償だったり、現副市長に対して何か通常の管理監督責任以上の求償を行うということはしておりません。元職員に対して求償中ですので、それが一定期間ですとか、一定の手続を終えた後に、またそこは判断することになるかと考えております。

○富澤啓二議長 あくまで冒頭に言った内容にて質疑をお願いしたいと思います。

安保議員。

○安保友博議員 この資料と関係ない話をしているつもりは全く私にはありません。この資料そのものの話をしていると私は理解をしています。

そもそも議会が今止まってしまっている状態ということがあって、この状態に対して、客観的には、我々が退席をして延会になってしまっているということで、一部ではボイコットをしているというような言われ方をしていきますし、また、自分の自覚としても、客観的にはボイコットをしている形になってしまっている。この状態は本当によくはないことなので、我々としては、一日も早く正常な審議をしたい、そのつもりで我々としては考えて、今、事に臨んでいます。

延会になった後も遅くまでみんなで残って、どうしたらいいかという話は連日続けています。その上で、市長サイドにもそういう申し入れを続けてきております。今回の全員協議会も、先ほどの議会運営委員会で、やはり対話が大事なので話しましょうということで、開催をしていただくように議長に申し上げたところです。

そうした中で、この議会を正常化させるためにこの全員協議会を開き、この内容について話をするとやっているのですけれども、我々としては、市が出した見解に対して一々反論しようと思ったらできますけれども、それをしても意味がない。あくまでも法的な問題はありますけれども、まずは我々としては、政治家として、政治の話として、この市政を考えていきたい。

そうしたときに、どのようにしたらこの議会がもう一度正常に運営されるようになるのか。そのことに、その一点に注目をして我々としては取り組んでいるつもりです。

ですので、問いとして伺いますけれども、市としてこういう判断、議会が間違っただけの判断をしているということを、市の見解を一般に公開して、そのまま止まっている状態ですけれども、どのように議会を再開させたいと思っているのか、させようと思っているのか、その辺について

て、市長の考えを伺いたいと思います。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 安保議員のおっしゃるとおり、私もわざわざ今日この場に出席させていただきまし、ほかの職員も同じです。当然、いろいろな審議のスケジュールが遅れておりますので、早く通常の議会を開いていただきたいと思っておりますが、私たちは議会を開いていただく権限といいますか、そういったことは議会のほうにございますので、お願いしかできないということを、先ほども議長に申し上げました。

別に議会が間違っているというわけではなくて、これは考え方が異なっているということで私たちは考えております。先ほどホームページに出した市の見解は、やはり市民の方ですか、今どうなっているんだということについて、分かりやすい説明がないという御指摘をいただきましたので、これまで公開の場でお話をしているような事柄についてだけ、本当に短い文章で、ちょっとこれを読んで実際にこれまでの長い経緯が分かるかどうかは別として、端的にまとめたものを載せたつもりです。

ですので、何か間違っているとか、そういったようなことではなく、ただ考え方が異なっていて、その異なっていることが今回の原因の一端ではないかというふうに、これを見て分かっていたいただければいいかなと思いました。

ですので、こういったお話をして、やはり双方譲らずということだと、もちろんこのまま平行線かなと思いますので、議長をはじめとして、皆さんとお話をさせていただいているような状況です。それは御理解いただきたいと思います。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 一般的に冷静に見ていただきたいのですけれども、市側が、市議会が言っていることは事実誤認で容認できないというふうに、先ほど市長の答弁では議会が間違っているということ言うのではなくて、考え方が違っているとおっしゃいましたけれども、事実誤認で容認できないということは、字句どおり取れば、議会が間違っているということを表明したことになります。

また、それは議会に対して、あなたたちは間違っているから考えを改めてくださいと言うのならともかく、そうではなくて、一般向けに、ただ私たちが正しいということを表明したにすぎません。

どういうことを意味するかというと、市長は、政策会議を経る前に御自身の判断で、公共物としての市のホームページを使って、議会に対して対決の姿勢を示した。先ほど市の総意だというふうにおっしゃいましたけれども、市の総意だとすれば、市の職員の皆さんも一丸となって市議会に対立していると、そういうふうに見えてしまうのです。というか、そういうことになってしまっているのです。

その辺について、極力自覚していただきたいと思えますし、そのことについて我々としては、それでもなお、前回金曜日のときも、公務ということでいらっしやいませんでしたけれども、

議会運営委員会に市長をお呼びして話を聞きたい、今回も事がさらに進んでしまっているの、議員全員で市長にいろいろ話をしましょうということで、こういうふうに進んでいるのです。そういうことをぜひ御理解いただきたい。

ここで話をしているのというふうに、市長も先ほどから言っていますけれども、この会は、議会側が話をしましょうということで作っている会なのです。その辺についても御理解いただきたいと思います。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 何点か確認させていただきたいことがあるのですが、市が提示しているところ、議会から問責決議が出されたという部分で、逐一1つの議案に対して事細かに、今書いて出せば、それに対する回答はしっかり来るのでしょうけれども、やはりこの間の不祥事という大きなくくりの中で、東内元保健福祉部長が犯した問題に対する管理監督責任というのが、当時は、松本前市長と今の鳥飼副市長が管理監督責任者だったと思うのです。

そこら辺に対して、知らなかったから済むという話では、一般企業では多分あり得ないと思うのです。部長級の人たちが、例えば何か事を起こしたら、最終的には社長だったり、専務だったりという、位の上の人たちがちゃんと説明責任だったり、謝罪会見だったりするわけですよ。市民に対する説明責任というの、ホームページでは書かれていますけれども、会見というの、正直、係争中だからできないとか、議会の中でも早急にそういった説明をしてくださいというのに対して先延ばしにしたりして、対応の不誠実さというところも、この問責決議では出ていないですけども、一連の中での監督責任だったり、説明責任を怠っているとか、できていない部分も含まれているのではないかなと思うのですが、説明責任だったり、監督責任というのをどういうふうを受け止めて、事実誤認と言っているのか、説明していただければありがたいと思います。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 私どもは、市議会のほうの主張ですとか、意見を否定しているというわけではございません。こちらにも決議案、また今日の皆様の御意見の中には、事実について述べている部分と、皆様御自身の主張、評価を述べている部分があると思います。

例えば今、知らなかったで済む話ではないというのは、知らなかったというのは、私どもとしては事実として捉えているので、それは事実ですと。

済む、済まないというのは、それぞれの御意見、評価でございますので、私どもは知らなかったの、認識がないというふうには考えておりますが、済まないというのは、鳥飼議員の評価、御意見だと思いますので、それは否定するつもりはございません。

それから、責任についてですけども、責任は法律上の責任と、法律外の責任があると思っております。今回の和解案については、和解後、改めて市で検討した結果、元市長、現副市長には、国家賠償法上の求償をすることができないと、法律上の観点から見てできないので請求はしないというふうな結論に至ったものです。

また、責任のうち、法律以外、法律に基づかない責任については、もちろんこちら側にあると考えています。それが管理監督責任になるというように、常々申し上げているところでございます。

ただし、法律に基づかない責任というのは、そもそも本人の意思によって責任の所在を明確にするものだと考えておりますので、元市長にあつては減給をされて、さらにその後、引責辞任をされた。

現副市長につきましては、減給をさせていただいて、御本人が自戒措置として、法律外の責任を果たしたというふうに考えておるところでございます。

○富澤啓二議長 時間的には1時間ほどをめぐりにしていたのですが、ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。

安保議員。

○安保友博議員 元々は上程予定でありました市長と副市長の1か月給料10%減というのが議案としてありまして、それが3月にまたいでしまうということで取り下げがあり、議長がそれを許可して、その後、市長専決ということで決定されたという事実があり、その説明として、12月定例会で市長と副市長が議会とのコミュニケーション不足で議会を混乱させたというような趣旨のことを述べられていると思います。

当然、3月1日が基準日ということで、それに間に合わないからそうされたというふうに理解するのですけれども、議会とのコミュニケーションが12月に不足していたということで、自らの自戒措置として、そういうふうになされたにも関わらず、その後、その前後、そして今に至るまで、市側がコミュニケーションを取ろうとしてこなかった理由がどうしても分からないのです。

それで出したのが、この市の見解、議会が間違っている、事実誤認している、市はこう考えているというのが、一般向けに公開されたという事実しかないというふうに認識しているのですけれども。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 市長、副市長の給料の減額の特例条例は、2月中に公布しないと執行できないということで、かねてから先議で議決いただくようお願いしておりました。

しかしながら、議会開催後、審議されない状況となったため、やむを得ず、期限ぎりぎりだったのですが、2月29日の夕方に判断いたしまして、専決させていただきました。もっと早くできればよかったのでしょうかけれども、その日の夕方に書面で、議長報告させていただいたというようなことになっています。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 私が聞きたいのは、コミュニケーションが足りなかったということを反省して、自戒措置というふうなことだと思うのですけれども、このコミュニケーション不足は、その専決処分を行った段階でも、また今に至っても解消されていないというふうに私は理解をし

ています。

それについて、市長はどういうことをお考えなのか伺いたと思います。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 大変残念です。私はそれ以来、どうやったら議会の方とコミュニケーションを今まで以上に取っていけるかということを考えております。

例えば、安保議員がどういったコミュニケーションを想像しているのか分かりませんが、市内のイベントに行った際には、議員の方がいらしていることが多いので、そういったときにお話をしたりとか、これまではコロナがありましたので、なかなかそういったイベントに多くの方が出席するのは難しかったと思います。

ですので、公式の場でのコミュニケーションを取るのには、当然決められておりますので、できるかと思えます。それ以外の場で、やはりコミュニケーションを取っていくことが、今後は大事なのではないかなと考えております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 大変残念です。もちろん公式の場だけではなくて、非公式の場でそういう話をするというのは、それも当然あると思います。だけれども、今、実際にこう議会が止まっている状況をどういうふうに打開できるのかということ、それは考えていらっしゃるのでしょうか、それが表れてこない、こういう議論を何度も同じことを繰り返していますけれども、一生懸命やっているにしても、結果が出ないと、その部分というのは、今、この場も議会が設定したという話は先ほど話しましたが、市長は「わざわざ出席している」と、先ほど御自身でおっしゃいましたね。真摯にどうしたら前に進めるかということ、市長がおっしゃるように、一歩前に進めたいので、その辺ちょっとお願いしたいと思うのです。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 先ほど申し上げたとおり、当然私たちもこれは一刻も早く進めたいと思って、今日もこの場に臨んでおります。そのような受け止め方をされたのは、私も大変残念ですが、そんなことを今、まだ言っても仕方がないので、このような場でお話もさせていただきますし、これまでの御質問とか答弁、私たちがお話しする内容も、もう本当に繰り返しになっていると思います。

そういったことではなくて、現実的にどうしたら議会が正常化するかということを考えていきたいと思えますし、そういったときに、こういった公開の場で言葉を選んで、会議録に残りますので、することだけが王道といいますか、なかのどうかということも含めて、これまでの私から議長にお電話したりとか、どういったコミュニケーションを取ればよいかということも含めて考えているということ、納得できないでしょうが、御理解いただければと思います。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 事実誤認に対する市の考え方についての資料に沿って質問させていただきますけれども、元職員によるキャッシュカードの度重なる窃盗を放置した責任のところで、我々

としては、少なくとも刑事告発後は、知っていながら放置した責任があるというふうに記載しており、刑事告発後についての責任を問うています。

けれども、市の考え方については、刑事告発を行った時点では、市は元職員がキャッシュカードを不正使用して、現金を窃取していたことを認識し得なかったというふうに書いております。つまり、あくまでも我々としては、刑事告発後の責任を問うているということを踏まえて、市の事実誤認に対する考え方は、我々は理解ができないと思いますけれども、市がそもそも刑事告発後ということをちゃんと考えていれば、責任があるというふうに捉えられるのが筋だと思うのですが、そこをもう一度お話しいただけますでしょうか。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 今回、和解が成立した時点において、元職員がキャッシュカードを使って現金を窃盗した期間は、平成28年4月8日から平成31年4月2日でございます。市がこの事実を当時は知り得なかった、知ったのは、令和元年7月17日に告訴をしたとき以降ということになっておりますので、要するに市は、今回の和解となった事件について、元職員がキャッシュカードを不正利用していたという事実を当時知らなかったということでございます。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 刑事告発以降も知らなかったということですか。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 2時32分 休憩）

再開します。（午後 2時34分 再開）

梅津健康部次長。

○梅津健康部次長 2月15日の全員協議会でもお話しさせていただいたのですが、先ほど田中総務部長からも話があったのですが、平成31年1月23日に告発した事件というのが、生活保護に関連する事件でした。それが平成31年1月23日です。

今回、このそもそもの決議の原因である和解の国家賠償請求事件に関する事件を市が把握したのが、令和元年5月29日です。この5月29日に担当職員が、当時の職員課長に対しまして、元職員の現金着服の疑いを申し出たことによって、初めて明るみになったのが、今回の和解事件の国家賠償請求事件になります。

市は当該申出を受けまして、内部調査を実施して、その結果に基づいて、令和元年7月17日に元職員を被告訴人として告訴状を警察署に提出しております。

その令和元年5月29日に担当職員から申出があるというのは、元職員の現金着服についてでありまして、その時点では、キャッシュカードを用いた窃盗については言及されておられません。キャッシュカードを用いた窃盗というのは、警察による捜査の過程で明らかとなったものでございますので、当時、松本前市長及び大島副市長がその窃盗行為を知り得なかったと考えておりますというふうに全員協議会で御説明させていただいたことの繰り返しですが、お話しさせていただきました。

○富澤啓二議長 そろそろ1時間を超えてきましたので、質問を絞りたいと思います。

小嶋議員。

○小嶋智子議員 先ほど、市長のほうから、間違っているということではなくて、考え方が違うということでお話がありました。しかしながら、事実誤認に対する市の考え方についてということで、こういった資料ができています、ホームページにも上がっています。大きな意味の違いがあるのですが、これはどうしてこういう違いが生じているのか、分かりやすく御説明いただきたいと思います。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 2時37分 休憩）
再開します。（午後 2時38分 再開）

柴崎市長。

○柴崎市長 事実誤認のところは、文字どおり前提として把握している事実が異なっているというふうに考えております。それに対しての考え方は異なりますよね、今ここに出していただいたものと。というふうに理解していただければと思います。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 異なっているということと、誤っているというのは大分違うのです。その点なのですけれども。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 ですので、事実に対する認識の仕方が、私たちからすると、事実に対する把握が誤っている。ただ考え方が異なるということなのです。なので、その考え方を出した部分は市の考えと議会の考えで異なっていますけれども、そもそもその前提としている事実に対する誤認があるというふうにこちらで出しているのです。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 そうすると、事実誤認であるということだということですね。先ほども間違っているということではなくて、考え方が違うということなんだというふうなお言葉だったので、ちょっと確認したいのですが、要するに間違っているということだったんだなということが、今の御答弁で分かりました。ありがとうございました。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 2時40分 休憩）
再開します。（午後 2時52分 再開）

市長から全員協議会の進め方について、私のほうに申し入れがございました。協議をいたします。

休憩します。（午後 2時52分 休憩）

再開します。（午後 4時59分 再開）

市長からの申し入れにより、議長の私と市長、並びに企画部長、総務部長とで今後どうか、取組を協議いたしました。その中で、全員協議会での内容について、議員間で論点を整理して提出していただければ丁寧にお答えする、そういうお話がありました。決して審議拒否をしているわけではない。話す用意があるということをおっしゃってございました。

3月定例会も中日を過ぎて、大変厳しい状況です。建設的な打開策をぜひ議員間でも討議をしていただけないかとの申出もございました。

岩澤議員。

○岩澤侑生議員 市長からの申出の内容というのは、今分かりましたけれども、その理由についてはどのような話がありましたでしょうか。

○富澤啓二議長 先ほどの事実誤認の内容に関する問答ですけれども、平行線でなかなか論点が交わらない。あと、範囲が広くて焦点が絞りにくい、そういう旨のお話がありました。

岩澤議員。

○岩澤侑生議員 私としては、開かれた場でかんかんがくがくと議論することが必要だと思いますけれども、市長の申出について、議長としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○富澤啓二議長 論点が深まれば、ぜひやっていただきたいと思いますが、今のままだと前に進むことが困難であろうと、そういうことをおっしゃっていました。まずは、具体的な論点整理をしていただいたものに関しては、しっかりと用意をしてお答えする。プラス今後議会を開催するにはどうすればいいか、それも意見としていただきたい、その旨、伝えていました。

岩澤議員。

○岩澤侑生議員 市長の申出に応じる形で、この全員協議会を止めてしまうということについては、妥当だというふうに思われますか。

○富澤啓二議長 審議拒否をしているわけではないので、また、猶予をしてここで協議、話し合いをすることに関しては否定はしておりません。私は、議会を前に進めたいという強い思いは感じました。

岩澤議員。

○岩澤侑生議員 最後に確認なのですけれども、その論点整理、要するに時間というか、その先の展望というか、どういう形でやるかというのは、今日この後また、論点整理をしたという作業をするのか、明日以降になるのかということころは大丈夫ですか。

○富澤啓二議長 いただいたものに関しては、しっかりと回答をつくって、早急に皆さんの前でお伝えしたいと、そういうことですので御理解ください。

鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 事実上、明日も通常であれば議案審査のほうに入っている中で、9時半から日程があるという状況ですね。スライドしていくとなると。その論点整理というのが、どういう形で、いつまでに、どういうふうに出して、どういう回答が来てというのが、今後の日程も踏まえると、早急にやらなくてはいけないという認識は、どの議員も持っているから、こういうふうにして残って、ちゃんとした整理をしようという中で、そこら辺は執行部はどういうふうにスケジュール感を考えているのか。

早急に進めたいと言っている割には、論点を整理して、では、いつ、どこで、どういう形でどういうふうに整理をしてみんなに報告して、それが伝えられるのかというのが、いまいち分

からないのですけれども、教えてください。

○富澤啓二議長　そこまでのスケジュール感は、先ほどの議論では入っておりません。来たものに関しては、早急に作って、皆さんの前でお伝えしたい。スケジュール感に関しては、そこまで詰めておりません。

鎌田議員。

○鎌田泰春議員　論点を整理するというお話がありましたけれども、趣旨としては、事実誤認のところにしっかりと絞って話をしてくれということによろしいでしょうか。

○富澤啓二議長　事実誤認も含めて、議会を開くには議員側の提案も教えていただきたい、そういうことをおっしゃってありました。簡単に言うとそういうことですので、今おっしゃったことになりましたが、それも含めて意見として出していただきたい。

安保議員。

○安保友博議員　これまでも決議文の中に、大島副市長の今後の会議への参加は認めないという議会の意思だという形で記載をさせていただいて、出席停止を要求した事実は一切ありません。しかしながら、今のお話で言うと、どのようにしたら会議が開けるのか、続行できるのかという観点で言うならば、副市長が出席していなければ、我々としては会議を続けるということは前々から言われていることだと思っておりますので、今回の、本来であればお互いに直接対話をしたということから始まっていますし、市長もそのように述べていたから、それが実現したと私は思っているのです、今この場で途中で打ち切られて、突然書面でよこしてほしいというのは、甚だ不誠実としか言いようがないと思っております。

ですので、もし書面で出すということになるのであれば、「副市長が出席していなければ、直ちに議事は進行します」という、その一言、それに対する回答を求めたらよろしいと思いません。

○富澤啓二議長　では、その旨、お伝えします。

休憩します。（午後 5時08分 休憩）

再開します。（午後 5時17分 再開）

吉田活世議員。

○吉田活世議員　先ほど議長から提案がございましたが、紙でやりとりする、お聞きしたいことをきちんと列挙して、相手に提示していくというのも一ついいと思いますが、いかがでしょうか。

○富澤啓二議長　鎌田議員。

○鎌田泰春議員　当初からありますように、今まで問責決議案に対して、まず紙で出しました。その上で、市長部局側はそれに対する事実誤認という形で紙でやってきたと。そのすり合わせが今回の場だったというふうに捉えております。

ですので、それが今中断されている状況ですから、私は今ある全員協議会の場でしっかりと議論していくことが必要ではないかなというふうに思っています。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 私は、金曜日に議会運営委員会を開いて、議会運営委員会のほうで、今日その点については、質問状を出してくれという要請があったものを、対面でないと意味がないということで、議会運営委員会決定で質問状を送付しないということを決定しております。

その上で、今回、それでもやはり呼んだほうがいいという話、市長側からそういう会を持ってほしいという要請がなかったの、我々のほうから市長を呼んで話をしようという話から始まっていることなので、今回やらせていただいた中で、確かに平行線だったりとか、折り合わなかったりという側面は多少あったかもしれないけれども、まだ1時間しか議論をしていないのです。

そこは例えば、丸一日やってみて、それでも何も解決しないということであれば、それに対して書面で出してお互い確認するとかという作業があってもいいのかもしれませんが、やはり我々議員なので、言論でそこは解決するということをお前提としてやっていく必要があるかなと私は思いますので、今回も全員協議会にまず市長に来ていただいて、そこで質疑を行ったところ、このまま続けていけば、一通り話をしたときには、お互いにそれなりの考え方というのは形成されてくると思いますけれども、今、完全に途中で止まっている状態で、一方的に市長のほうから対話を止められている状態というふうに認識しています。

なので、可能であれば、今からでも、明日でもいいですけれども、対話を続けたいというのが私の意見です。

一応、市長側から要請があった、書面で今後議会を始めるためにどうするかということに関しては、先ほども申し上げましたけれども、これまで一度も副市長が出席をしないように求めたことはありませんけれども、今、市から、市長から、どのようにしたら会議ができるのかということをお提案してほしいということに対しての回答としては、我々としては、副市長が出席をしなければ会議を退席せずに臨みますという、この一文だけを向こうにお渡しすればいいかなと考えます。

○富澤啓二議長 岩澤議員。

○岩澤侑生議員 私としては、この続きは書面でよこせという、そういう要求の意図が分かりかねますし、現実にはここに市長はおられませんので、その意図を聞くこともできない。一方的に退室をした後に、議長を経由してそういうことを出してくるということ自体が、到底受け入れられるものではないというふうに思いますので、書面で続きをやるということの是非以前に、受け入れられる話ではないというふうに思います。

○富澤啓二議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 今発言した2人の議員にお聞きしたいのですけれども、それは予算の審議をしていなければならないときに、時間を削ってこうやってかけてやる必要があると、そういう認識でいらっしゃるということによろしいですか。安保友博議員と岩澤侑生議員にお聞きしています。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 一言で言うと、そのとおりです。やはり辞職勧告を出すというのは、議員としても、議会としても、決議されていることは議会全体の問題なのですけれども、それだけ重いことだという認識は、我々も持たなければならぬし、それを多数決で決議された市側も、それは重く受け止めなければいけない。

そうしたときに、やはり我々がどういう考えでそうなったのかということに対して、事実誤認だというふうに今一方的に向こうが、議会に、我々に説明するのではなくて、市民向けに説明しているわけです。説明とか発表している。こんな状態になっている。

それであれば、我々としては、市長の立場、市の立場というものをしっかりと解き明かしてからでないと、議論を進めるとかではなくて、始めることができない、そういうふうには考えていますので、退席することと、予算等の議案の審査をすることを天秤にかけているのではなくて、市に、議会にしっかりと真摯に向き合う姿勢があるのかということと、審査をできない状態にしていることというのを天秤にかけ、真摯に対応しているとは思えない状態が続いているのが今の状態だと。

我々としては、真摯に向かい合い続けていますので、その辺については、我々としては自信を持って今、この場に立っているというのが、私の個人的な意見です。

○富澤啓二議長 岩澤議員。

○岩澤侑生議員 ただいまの吉田活世議員の御指摘は、予算審議をしなければいけないのに、こんなことを議論している暇はあるのかというような御指摘だと思うのですが、私はそういうふうに理解をいたしましたけれども、私は予算審議をするためにこの議論を進めていかなければいけないのだというふうに考えています。

○富澤啓二議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 お答えいただきありがとうございます。私はそのようなことを、私の質問の意図とは少々ずれておりますが、趣旨は理解しましたので、あまり聞いても時間がもったいないので。

○富澤啓二議長 菅原議員。

○菅原満議員 大変重要な全員協議会だというふうには認識いたしますが、先ほどからだけでなく、ずっとお話をいただいている多数決で決められたということですがけれども、何の関わり合いも持たなかったというか、持てなかった私の立場というのは、どういうふうに考えていただけるのでしょうか。

確かに議論していくということは大事なことだと思いますけれども、何度も言いますけれども、民主主義ということで御質問も先般あったかなと記憶をしておりますけれども、あずかり知らないことで一緒に議論と言っても、なかなかその辺は認識を一緒にするというのは難しいと思いますので、その辺だけは改めて御理解をいただきたいと思います。

○富澤啓二議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 今、民主主義というキーワードが出ましたので、民主主義は対話を非常に大切とし、そして少数派の意見もくみ取っていくというのが真の民主主義ですので、ぜひ私たち全員が反映するべきだと思います。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 私も菅原議員と同じ、副市長辞職勧告の草案を作るのに関わっていません。それで今、これを進展するために、いろいろな疑問を持っている、市長と対話したい人たち、今、大勢でなくて、議論するのは大切なことだけれども、ずっと危惧だけ、傍観者みたいな形でいますから、聞きたい人だけでセレクトして、3分の1ぐらい、それで進めたらどうですか。全体でするのではなくて。

今、議長に提案しています。

○富澤啓二議長 これは議会運営委員会に諮って前に進める議題かというふうに判断しておりますので、独断では……。

赤松議員。

○赤松祐造議員 こんなに泥沼みたいになって、それぞれが意見を、また、頭が疲れてくるから、いい道を作るのは難しいと思います。市長とお聞きしたい人たち、7人ぐらいでやればいいのかではないですか。全員いなくとも。

私らの欠席の権限があるならば、欠席をさせてもらって、要するに市長にお話しすることだけなので、できるのであれば欠席したいと思います。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 先ほど議長のほうからも発言があって、今後どういった対話という部分で、市長部局は書面で出してほしいと言われていたのですけれども、最終的な結論というのが、先ほど安保議員が言ってくれた部分を文書で一文書いて提出するというのが一番、それぞれ皆さんのいろいろな意見がありますけれども、それが一番率直に相手に、ああだこうだと言って書くよりも、率直にその部分が問題なんだ、問題というか、ここを要求しているという部分を書いたほうが、すっきりいくのではないかなと。

今、議論をいろいろしていても、多分前に進まないと思うので、一文書いて議長のほうから提出すればいいのではないかと思うのです。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 今、ここは全員協議会ですけれども、赤松議員に一言申し上げたいのは、議会運営委員会にオブザーバーで参加して、議論を聞いているので分かると思うのですが、議会運営委員会でどうしますかとお諮りをして、議論をして、その上で議会運営委員会の場ではなくて、全員で話をしないとらちがあかないということで、全員協議会をやっていただくように議長に申し入れをしたという経緯があります。

そのことを全て無視して、もう一度数人でやるべきだという議論は、全く当たりませんので、それは議会運営委員長の私の意見として申し述べておきます。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 今日のこれまでは全体だけれども、今後スピーディーにやるために、そうされたらどうですかという提案です。だから私は全員協議会に出ているわけです。だけれども、今後そういう形でやはり柔軟にやっついていかないと物事は進まない。しかも市長に一つのことを単刀直入にいくのだから。相手だって動けない。

だから、何度も言うけれども、私は議長に信任しているわけです。それで十分ですよ。だけれども、みんなが聞きたいのであれば、聞きたい人たちだけで草案を作って、それで紙で書くなり、読み上げるなり、それを作るのは今日残ればいいのですから。12時でも夜でも残って作って、そして明日の朝出すだけです。そういう形で。

これからのことを私は言っています。

○富澤啓二議長 先ほどの素案で、鳥飼議員が副市長の退陣の素案一本で、まずは持って行って、それで説明を受ける。拒否しているわけではないですから。そういう趣旨のお話をしましたが、その方法で考えてよろしいのでしょうか。

鎌田議員。

○鎌田泰春議員 私は今回、事実誤認というところがやはり大きなところかなと思っています。我々は、当初辞職勧告を出したときに、そういった形で議会は出席を認めないという形で提出しましたけれども、それが事実誤認だと言われているところをまず説明していただかなければ、なぜそれが出席をやめたからといって、それ自体が事実誤認というところが解決しないと、なかなか前に進まないかなというふうには思います。

なので、まずは今回の枠組みでの対話が必要なのではないかというふうに思います。

○富澤啓二議長 事実誤認の論旨を提出してもらって、市長に改めてそれを含めて説明してもらおうと、そういう趣旨ですか。

鎌田議員。

○鎌田泰春議員 当初から、今頂いているこの書面が、そもそも論旨というか、論点の整理がされているものというふうに捉えています。今、こうやってこの部分について質疑が行われているという形だったかと思うので、もう既に論点整理した形での議論というのは行われていた状況なのではないかというふうに考えています。

○富澤啓二議長 また市長を呼んで、そして文書に対する回答、並びにその後の議論という形で前へ進めていく方向でよろしいですか。そうしますと、議会運営委員会にもう一回諮ったほうがいいですね。全員協議会で諮って、また全員協議会の場で市長に説明してもらおうと。事務局のほうで、先ほどの事実誤認を含めて、どこがポイントかというのを集約していただいて、そして戻して、オーケーが出れば市長に提出して、説明してもらおう、そういう流れでよろしいのですか。

鎌田議員。

○鎌田泰春議員 あくまでも私個人の考えです。私は当初から、論点が整理された表を基に議

論をしていたと思うので、この枠組みで対話を重ねていくことが大事なのではないかというふうに思っています。

当初から、市は事実誤認という形で指摘をいただいたので、どういう部分が事実誤認かというところを改めて確認している次第かというふうに思いますので、特段何か、我々から論点を提出する必要性が私には分かりません。

○富澤啓二議長 要するに事実誤認という言葉の使い方がよくなかったということですか。認識の違いですかね。

鎌田議員。

○鎌田泰春議員 市としての考え方と、我々の考え方は違うという点はあるかと思いますが、その部分について議論を重ねていく必要はあるのではないかというふうに思っていますし、これは重要な論点かというふうに思いますので、議論は必要ではないかと思います。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 でも、事実誤認というのと、認識の不一致、認識の違いという文言だと、また対応が変わってくると思うのです。事実誤認だから、副市長は出席していますというのと、認識の違いのため副市長は出席していますというのだと、それこそ市の対応としての意味合いというのが大分変わってくると思うのですが、そこら辺は大丈夫なのですか。先ほど市長のほうで説明されていたけれども。

○富澤啓二議長 そのポイントを市長にぶつけてみてはいかがでしょう。

鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 だからその部分の整合性というか、市の論調として大丈夫なのかなという部分があるのです。事実誤認と言ったら、市の主張と、いろいろ検証したけれども、事実が誤認だから副市長は出席させますという論調は分かるんだけど、議会と市のほうの考えに違いがあるんだけど、副市長は出席させていますという論調というのは、意味合いが多分変わってくるのではないかなと思うのです。そこはちょっと確認してもらいたいと思います。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 鳥飼議員に説明したいのですが、事実誤認があると、あれを読むと、私らがこういうことを解釈して要求しているけれども、市から見るとこちらのほうは、事実を誤認、違う解釈をしている。本当はこうですよというのが、事実誤認ですと。私らに対して事実誤認をしているということでしょう。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 だから、そこら辺の考えが、赤松議員と全く考えが違って、自分は真実をいろいろ議場で追究してきたけれども、それを正直はぐらかされて、論点をすり替えて答弁されてきたという部分で、そこら辺の認識というのも、赤松議員は、市が出されたものに対して納得できているのかもしれないのですけれども、自分は全く納得というか、理解も全然承知し得ないと思っているので、そこら辺は一つずつ確認はしていきたいという思いがあるので、そこ

ら辺の認識が全く違うなというところがあります。

○富澤啓二議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 1点確認させてもらいたいのですが、問責決議を出したときには、議案第84号について書かれておまして、今回辞職勧告決議案については、①元職員の不祥事に関する責任という表現になっていますので、今回、事実誤認とかというところ、私の認識は、辞職勧告についての事実誤認なのかなと思っていたのですけれども、先ほどの答弁では、市が用意してくれました市の考え方について、問責決議からの抜粋及び市長の読み上げの文では、問責決議に対しての答弁の回答というふうに読み上げていました。

その後、企画部長から、この表は辞職勧告に関しても市の見解、質問に対しての市の考えを表しますという答弁があったのです。そうすると、我々が求めた市長に関する大きい枠組みの中での回答については、それに答えていない部分があるからこそ、鎌田議員が質問されたと思っていますので、市がどういう認識をして、回答して、この質問とか我々に対しての回答をしているのかというのを整理していただきたいなというのが一つの申入れとしてあります。

○富澤啓二議長 岩澤議員。

○岩澤侑生議員 先ほど事実誤認なのか、考え方の違いなのかみたいな議論があったのですが、これは新聞報道によれば、「柴崎市長は理由のない決議に大変失望している」というふうにコメントされたという報道がありました。理由のない決議だということまでおっしゃられているわけでありますから、事実誤認だとか、考え方の違いだとか、そういう話ではなくて、「理由がない」とまで断言されておられるわけですから、やはりその部分については、しっかりと議論をして、どういう見解であるのかということはお尋ねをしていく必要があるのではないかなというふうに考えています。

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 5時41分 休憩）

再開します。（午後 5時42分 再開）

片山議員。

○片山義久議員 先ほど来、書面でという話にはなっていますが、話を聞いていると、先ほどの前提として把握している事実が異なるという市長の答弁があったりですとか、お話を聞いていく中で、少し違うなというところが出てくるところもあるわけです。我々の中でも話していると、いろいろ、そうだなと分かっていくところがあるので、本来であれば、これずっと夜中までかかってでも、市長とやっていくべきではないかなというふうに私は個人的には思っています。

○富澤啓二議長 対話の継続ですね。

齋藤議員。

○齋藤幸子議員 私も言論というところで、やはり対話の中でのコミュニケーションというのがあると思います。もちろん書面で残すということも大事かもしれませんが、やはり人間であって、話していく中での思いというものも出てくるし、またそこで確認できる。それが

イコールコミュニケーションに当たると思います。なので、私はできれば市長に来ていただいて、もう一度お話を直接聞きたいと思っております。

○富澤啓二議長 対話の継続が2回連続で出ましたが、協議を続けるという意思が一つと、あと文書、鳥飼議員が言った副市長退陣の後、メモしていただいたものを幾つかまとめて、そしてまた再度全員協議会の場でやるという、そういう流れでよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○富澤啓二議長 休憩します。（午後 5時45分 休憩）

再開します。（午後 5時46分 再開）

先ほど茂呂企画部次長から、市長が体調不良のため帰られましたと報告を受けました。

岩澤議員。

○岩澤侑生議員 市長に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い回復をお祈りしたいと思います。

○富澤啓二議長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

○富澤啓二議長 ほかにございませんので、先ほど言った流れで、また再度市長と交渉しますので、よろしくをお願いします。

以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午後 5時46分 閉会

議 長 富 澤 啓 二

副 議 長 小 嶋 智 子